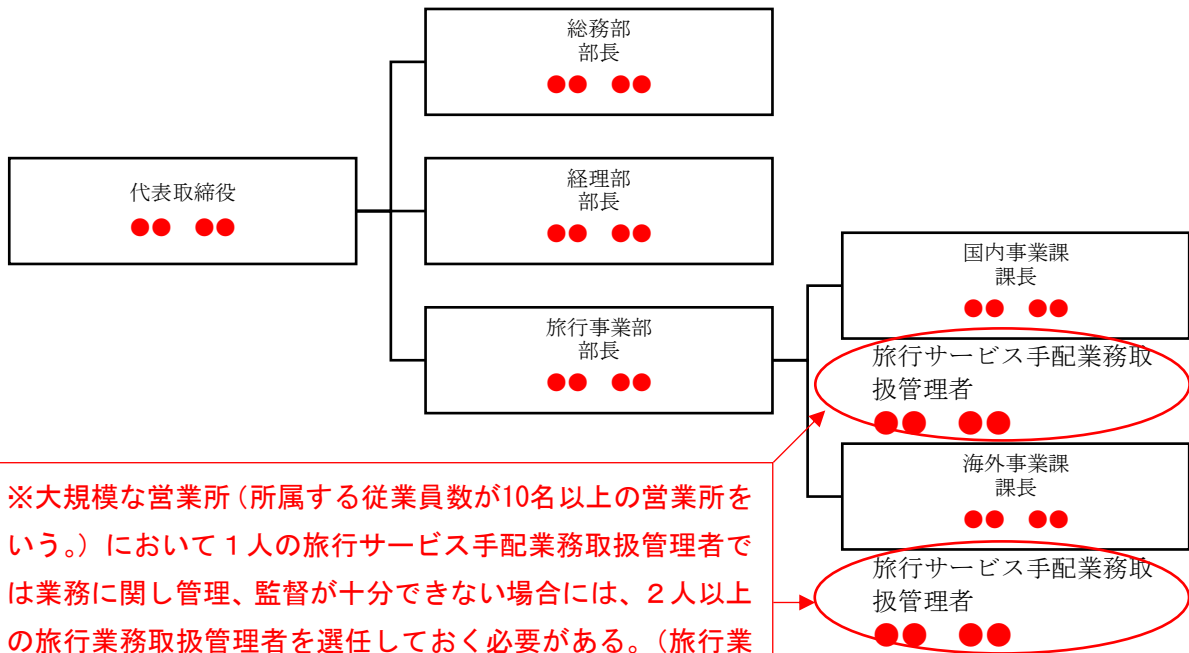


旅行サービス手配業に係る組織の概要

- ・ 系統図、部署名は適宜編集すること
- ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者名を記載すること



※大規模な営業所（所属する従業員数が10名以上の営業所をいう。）において1人の旅行サービス手配業務取扱管理者では業務に関し管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任しておく必要がある。（旅行業法施行要領第9条第1項）

※従業員の中に、有資格者が複数いる場合であっても、明示が必要な者は、旅行業務取扱管理者として選任された者となる。

※「旅行業務に係る事業の計画」及び「旅行業務取扱管理者選任一覧表」と整合を図ること

旅行サービス手配業部門従業員数 5 名